

由利本荘市建設コンサルタント業務共同企業体取扱 要綱

平成22年9月30日

改正 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設コンサルタント業務に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(対象業務)

第3条 共同企業体に発注することができる建設コンサルタント業務は、市長が業務の規模、性格等に照らし共同企業体による履行が効果的であると認めた業務とする。

(構成員数)

第4条 共同企業体の構成員数は、原則として2者又は3者とする。

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、次条の構成員の資格を満たす者による組合せとし、業務ごとに定めるものとする。

(構成員の資格)

第6条 共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- (2) その他市長が必要として定めた要件

(出資比率)

第7条 市長は、共同企業体の構成員の出資比率について、均等割の10分の6を下限として定めるものとする。

(代表者要件)

第8条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第9条 第6条の要件を満たす者による自主結成とする。

(公募等)

第10条 市長は、共同企業体の結成を入札若しくはプロポーザル（以下「入札等」という。）の参加要件とするとき、又は共同企業体を結成して入札等に参加することを認めるときは、その旨及び構成員の要件等に関する事項並びに入札等に関する事項を明示して通知又は公告するものとする。

(資格申請)

第11条 入札に参加しようとする共同企業体は、通知又は公告で指定する期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体参加資格認定申請書(様式第1号)
- (2) 共同企業体協定書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(資格認定)

第12条 市長は、前条の規定による資格申請について、当該入札等に対応した参加資格審査を行うものとする。

(存続期間)

第13条 共同企業体の存続期間は、入札等の結果、市が契約を締結した共同企業体(以下「契約企業体」という。)を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

- 2 契約企業体の存続期間は、契約に係る業務の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該業務につき、瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(共同企業体編成表)

第14条 契約企業体は、契約締結後すみやかに共同企業体編成表(様式第3号)を提出しなければならない。

(結成等に関する報告)

第15条 契約検査課長は、第12条に基づき共同企業体を認定する際は、建設コンサルタント業務共同企業体結成名簿(様式第4号)を指名審査調整会議議長に提出するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 1 1 条関係)

建設コンサルタント業務共同企業体参加資格認定申請書

年 月 日

由利本荘市長 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

由利本荘市が発注する次の業務委託に参加したく、建設コンサルタント業務共同企業取扱要綱第 1 1 条の規定に基づき、関係書類を添えて参加資格の認定を申請します。

なお、この申請の日から同第 1 3 条に規定する存続期間が終了する日までの間、次の権限を当共同企業体の代表者に委任します。この場合の使用印は、次のとおりです。

業務名称：

委任事項

- 1 委託業務の遂行に関し、当企業体を代表して由利本荘市と折衝する権限
- 2 委託業務の入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 委託業務代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他委託業務遂行に関する諸届け及び諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印



様式第2号（第11条関係）

建設コンサルタント業務共同企業体協定書

（目的）

第1条 当企業体は、（ 業 務 名 ）業務（以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当企業体は、〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体の事務所を（ 所 在 地 ）に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、（ 年 月 日）に成立し、業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

（構成員）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 （ 所 在 地 ）

商 号 （ 商 号 ）

代表者 （ 代表者職氏名 ）

所在地 （ 所 在 地 ）

商 号 （ 商 号 ）

代表者 （ 代表者職氏名 ）

所在地 （ 所 在 地 ）

商 号 （ 商 号 ）

代表者 （ 代表者職氏名 ）

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（ 所 在 地 ）（ 商 号 ）（ 代表者職氏名 ）を代表者

とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、由利本荘市と折衝する権限並びに入札書及び見積書の提出、受託代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について、由利本荘市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(所在地) (商号) (代表者職氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者職氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者職氏名) (構成割合 %)

2 金銭以外の出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い、当企業体が負担する債権の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、(金融機関名)とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構

成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務期間途中における構成成員の脱退に対する措置)

第16条 構成成員は、由利本荘市及び他の構成成員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成成員のうち業務期間途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第1項の規定により構成成員のうち脱退した者があるときは、残存構成成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成成員の出資金から構成成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成成員には利益金の配当は行わない。

(構成成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成成員のうちいずれかが、業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成成員全員及び発注者の承認により、当該構成成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成成員に対し、その旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により、構成成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務期間途中における構成成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成成員のうち、いずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせ

なくなった場合においては、従前の代表者に代えて、由利本荘市及び他の構成員全員の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯して、その責に任ずるものとする。

(協定に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(所在地) (商号) (代表者職氏名) 他〇名は、上記のとおり建設コンサルタント業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書(構成員数+1通)を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、参加資格認定申請書に1通添付するものとする。

(年 月 日)

共同企業体の名称	
代表者の所在地	
商号及び代表者	印
構成員の所在地	
商号及び代表者	印
構成員の所在地	
商号及び代表者	印

様式第3号（第14条関係）

〇〇共同企業体編成表（例）



